

適塩商品等活用促進事業実施業務委託仕様書

令和5年12月26日

宮崎県健康増進課

1 業務の目的

コロナ禍以降、食生活の乱れや運動不足等による生活習慣病の増加が懸念されるため、食環境づくりを進めるための基盤づくりとして、県民が普段の生活の中で適切な食塩を摂取することに繋げるための情報発信等を食品関連企業等と連携して取り組むことにより、健康長寿日本一の実現を図る。

2 業務の名称

適塩商品等活用促進事業

3 委託期間

委託契約締結の日から令和6年3月25日まで

4 事業の概要

食塩の適正摂取（適塩）をより推進するため、食品の適切な量の摂取の情報発信などを広く県民に対して行う県内企業の登録や、県内で製造・販売している減塩商品の掘り起こしを行い、一覧の作成・配布や広報等を行う。

5 委託業務の内容

県と協議しながら、下記の業務を行う。

(1) 適塩を支援する企業等の調査等

ア 食品の適切な量の摂取の情報発信などを広く県民に対して行う企業の登録

※登録条件等は別添のとおり

食品製造・販売企業に登録・申請等に関する文書を送付、それ以外の企業には広報（テレビCM、SNS、情報誌、ニュース等パブリシティ）により周知する。企業から提出のあった申請書を取りまとめて一覧を作成し、DVDに保存の上提出する。

イ 県内で製造販売している減塩商品（塩分控えめ等を含む）の掘り起こし
食品製造業者に対し、減塩商品の製造に関する調査を行う（アに併せて実施）。調査結果を取りまとめて一覧を作成し、DVDに保存の上提出する。

(2) リーフレットの作成、配布

ア リーフレット掲載内容

① 適塩（適切な塩分摂取）の周知

② 適塩の意味やメリット（小児～成人までの適塩量等）

③ 適塩を応援する企業の紹介（企業名、URL、取組内容等）

④ 県内で製造販売する減塩商品（商品名、会社名、特徴、主な購入先等）

※リーフレットはA3両面1枚（A4 4面）を想定しているが、企業数等よりA4 6面等も検討する。

イ リーフレットの配布

県と協議の上、各市町村、県保健所、適塩応援登録企業、減塩商品製造企業等へ送付する。

(3) 適塩応援登録企業等の紹介（広報）

テレビCM、SNS、情報誌、ニュース等パブリシティ等により広く周知する。

6 成果品等の納入場所

〒880-8501 宮崎県橘通東2丁目10番1号

宮崎県福祉保健部健康増進課

電子メール：kenkozoshin@pref.miyazaki.lg.jp

7 業務遂行上の注意事項

(1) 制作、実施に当たっては、県及び関係機関と十分に連携を取りながら行うこと。

(2) 委託業務の遂行に関し、必要な能力と経験を有する業務責任者を定めること。また、業務遂行体制を明らかにすること。

(3) 業務進捗にあたっては、各事業の業務スケジュール表（進捗管理表）を作成し、県の担当者と共有すること。

(4) 本仕様書について疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、県と十分に協議を行うこと。

(5) 作成した各資材のデザインデータ等（動画などを含む）は、DVDに保存し県の指示する期日までに、上記6に納品すること。